

太陽光発電設備に係る固定資産税(償却資産)の申告について

太陽光発電設備は、**固定資産税(償却資産)**の対象となる場合があります。

※詳しくは以下をご覧ください。

1. 償却資産の申告について

固定資産税は、土地及び家屋のほか、事業用の償却資産についても課税の対象となります。毎年、1月1日現在で事業用資産を所有されている方は、資産の所有状況を毎年1月31日までに申告をしていただくことになっており、太陽光発電設備についても下表の①の場合を除き申告の対象となります。

	余剰売電 発電された電気を自家消費用に使い、 残った電気を電力会社に売却。	全量売電 発電された電気の全量を 電力会社に売却。
個人(専用住宅用) 10Kw未満	① 【申告対象外】 個人利用を主な目的とした資産であるため、事業用資産に該当しない。	
個人 10Kw以上	② 【申告対象】 10Kw以上の太陽光発電設備は、一般住宅用以外の事業用資産に該当する。	③ 【申告対象】 収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当する。
個人(事業用) 法人	④ 【申告対象】 本来の事業の付随業務であるため、事業用資産に該当する。	⑤ 【申告対象】 収益を得ることを目的としているため、事業用資産に該当する。

2. 償却資産と家屋の区分

償却資産と家屋の区分については以下のとおりです。

「家屋」・・・家屋として評価の対象になります。償却資産としての申告は不要です。

「償却」・・・償却資産に該当します。償却資産として申告が必要です。

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	ディパワーコンショナー	表示ユニット	電力量計
家屋に一体の建材(屋根材など)として設置	家屋		償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所(地上や屋根の要件を満たしていない構築物など)に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※家屋以外の場所に設置されている場合は、太陽光発電設備以外のフェンスや舗装、砂利なども、申告の対象となります。

3. 課税標準額の特例について

以下の条件を満たす設備について、**新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分に限り、課税標準額が3分の2**に軽減されます。

再生可能エネルギー発電設備の認定通知書(経済産業省発行)の写しを添付し申告してください。

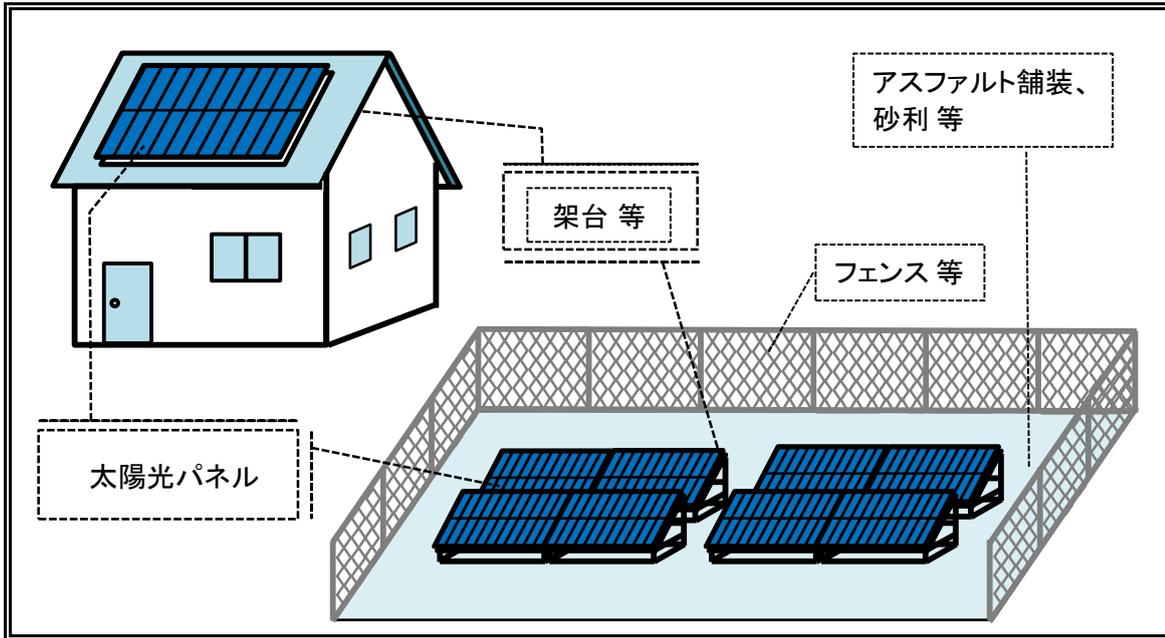
《条件》

- ① 固定価格買取制度の認定を受けて取得した、再生可能エネルギー発電設備であること。
- ② 再生可能エネルギー発電設備の認定通知書に記載されている「発電出力」が10Kw以上であること。
- ③ 平成24年5月29日から平成28年3月31日までに売電開始された資産であること。

※平成28年4月1日以降に売電開始された資産については適用になりませんのでご注意ください。

4. 太陽光発電設備と関連して申告の対象となる資産の一例

太陽光発電設備と関連して申告の対象となる資産の一例です。これら以外にも申告の対象となる資産もあります。



太陽光発電設備一式	太陽光パネル、架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計、送電設備等及びその設置工事費用 等
土地造成費用ほか	砂利、碎石、アスファルト・コンクリート舗装等、土留、切土、盛土 等(税務会計上土地の取得価格に含まれない土木工事費用等) 排水溝等の土木施設、フェンスやその設置工事費用 等

5. 種類別明細書（全資産用）の記入例※一部抜粋のため、詳細はp13～14をご覧ください。

◎家屋の屋根上に設置した場合

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数
					年号	年	月		
01	2		太陽光発電設備	1	5	3	10	3,000,000	17

4. 太陽光発電設備と関連して申告の対象となる資産の一例の表「太陽光発電設備一式」をまとめて「太陽光発電設備」とご記入ください。

◎家屋の屋根上以外に設置した場合

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数
					年号	年	月		
01	1		アスファルト舗装	1	5	3	10	1,500,000	10
02	1		フェンス	1	5	3	10	1,000,000	10
03	2		太陽光発電設備	1	5	3	10	20,000,000	17

太陽光発電設備は減価償却資産の耐用年数等に関する省令より「17年」となります。

設備を取得するために支出した金額(本体費用、工事費用、消費税等)または通常支出すべき金額をご記入ください。ただし、税抜き経理であれば、消費税は含みません。